

令和2年2月市議会 教育厚生委員会資料

第38号議案

長崎市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

【目次】

	ページ
1 クスノキ基金	1～4

原爆被爆対策部

令和2年2月



1 クスノキ基金

(1) クスノキ基金の概要

クスノキ基金については、福山雅治氏がコンサート等で呼びかけ、全国の方から寄せられた、(株)アミューズを窓口とした「クスノキ募金」を長崎市に寄附したいとの申出を受け、被爆樹木の保存整備の所有者負担解消の財源として活用するため、平成30年12月に設置したものである。現在、長崎市は所有者が行う保存整備について、対象経費の全額を補助し、うち4分の1をクスノキ基金から充当している。

(2) 改正理由

クスノキ基金残高は、ふるさと納税からの寄附などによる順調な推移を受け、令和2年1月末で約4,400万円となっている。今後は、被爆樹木を活用した平和の発信など、基金を充当する事業を拡大するため、基金の設置目的を見直すもの。

(参考) 令和2年1月末基金残高

44,112千円

[単位：円]

寄附の種類	年度	平成30年度	令和元年度	累計
		H30.12月～ H31.3月	H31.4月～ R2.1月	
寄附金		10,565,012	120,237	10,685,249
【内訳】				
・(株)アミューズを窓口としたクスノキ募金		5,540,116	—	5,540,116
・山王神社大楠を守る会		4,000,000	—	4,000,000
・(株)長崎国際テレビ		500,000	—	500,000
・その他個人等		524,896	120,237	645,133
ふるさと納税による寄附		8,612,000	26,320,000	34,932,000
小計		19,177,012	26,440,237	45,617,249
取崩し額(充当額)		▲939,638	▲565,244 (見込み)	▲1,504,882
合計		18,237,374	25,874,993	44,112,367

(3) 見直しの内容

ア 基金充当率の変更

現在、被爆樹木の保存整備事業に対し、事業費の全額を補助し、うち4分の1をクスノキ基金から充当しているが、令和2年度からは、全額クスノキ基金からの充当に変更する。

【現行】

財源内訳：3/4 一般財源、1/4 クスノキ基金

※ 平成30年度保存整備事業実施分から適用。

【改正後】

財源内訳：4/4 クスノキ基金

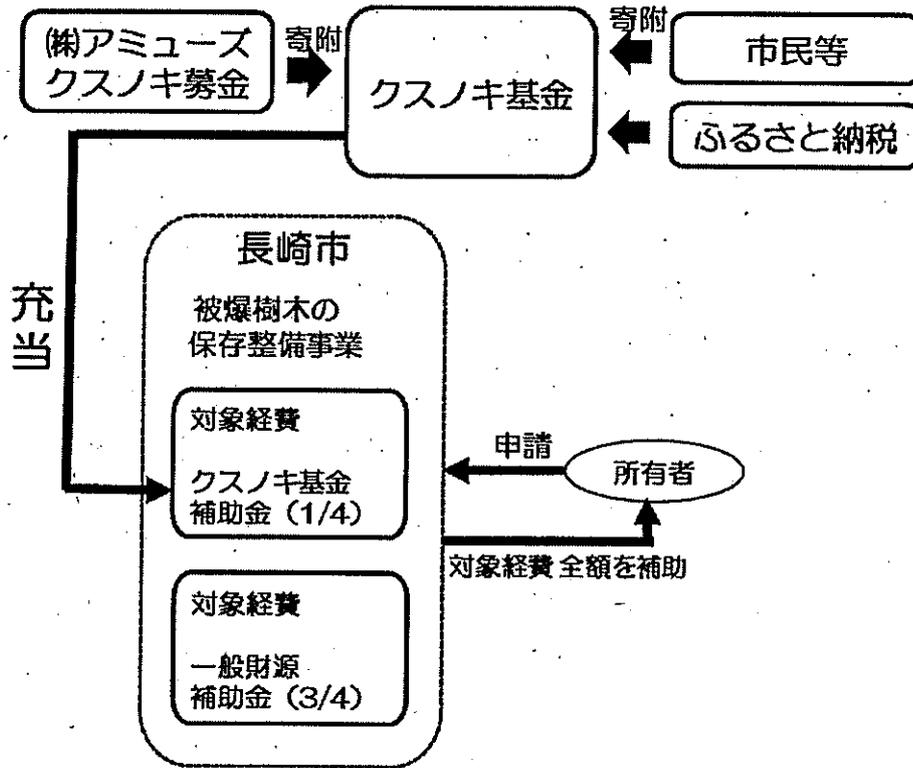
※ 令和2年度保存整備事業実施分から適用。

イ 対象事業の拡大

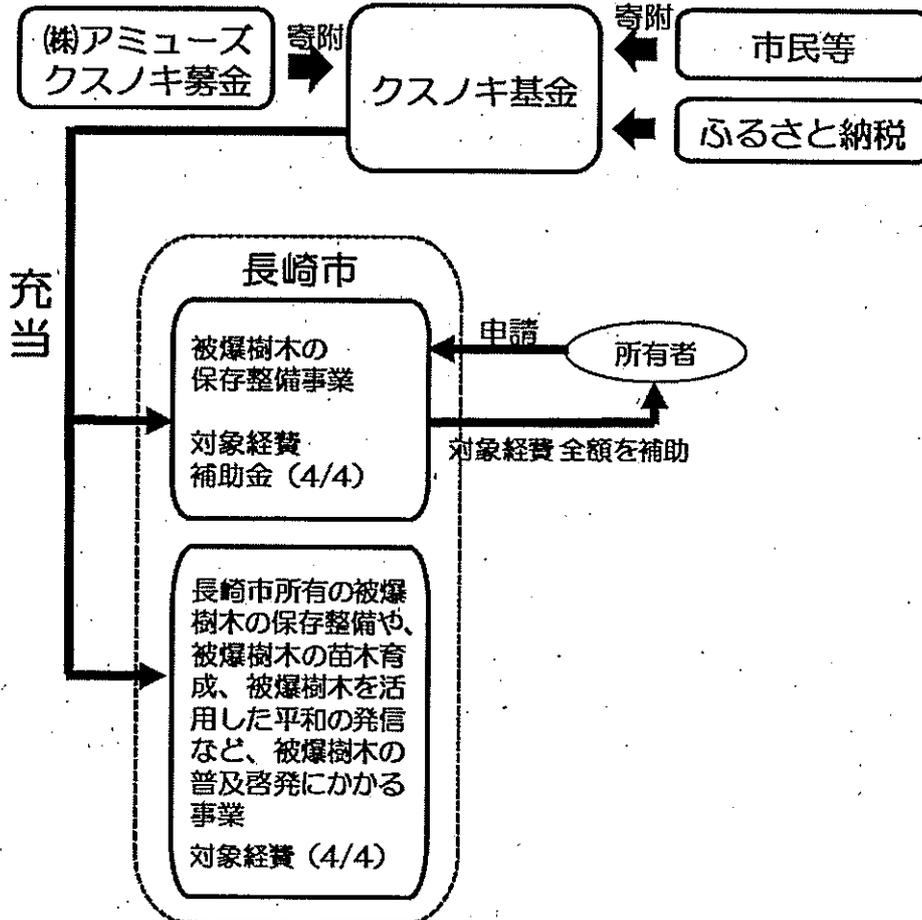
長崎市所有の被爆樹木の保存整備や、被爆樹木の苗木育成、被爆樹木を活用した平和の発信など、被爆樹木の普及啓発にかかる事業経費の財源としても充当することができるよう、対象事業を拡大する。

イメージ図

(現行)



(改正後)



(4) 新旧対照表

現行	改正後（案）																
○長崎市基金の設置、管理及び処分に関する条例	○長崎市基金の設置、管理及び処分に関する条例																
（設置）	（設置）																
第1条 本市は、別に定めるものを除くほか、次のとおり基金を設置する。	第1条 本市は、別に定めるものを除くほか、次のとおり基金を設置する。																
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th>目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財政調整基金</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（中略）</td> </tr> <tr> <td>クスノキ基金</td> <td><u>被爆樹木の保存整備事業費補助金の財源に充当する。</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	目的	財政調整基金	（略）	（中略）		クスノキ基金	<u>被爆樹木の保存整備事業費補助金の財源に充当する。</u>	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th>目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財政調整基金</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（中略）</td> </tr> <tr> <td>クスノキ基金</td> <td><u>被爆樹木の保存及び活用を推進するための事業に要する経費の財源に充当する。</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	目的	財政調整基金	（略）	（中略）		クスノキ基金	<u>被爆樹木の保存及び活用を推進するための事業に要する経費の財源に充当する。</u>
名称	目的																
財政調整基金	（略）																
（中略）																	
クスノキ基金	<u>被爆樹木の保存整備事業費補助金の財源に充当する。</u>																
名称	目的																
財政調整基金	（略）																
（中略）																	
クスノキ基金	<u>被爆樹木の保存及び活用を推進するための事業に要する経費の財源に充当する。</u>																
（積立て）	（積立て）																
第2条 基金は、毎年度予算の定める範囲内で積み立てる。	第2条 （同左）																
（管理）	（管理）																
第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。	第3条 （同左）																
2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。	2 （同左）																
（運用益金の処理）	（運用益金の処理）																
第4条 基金の運用から生ずる収益は、毎年度歳入歳出予算に計上してそれぞれの基金に編入するものとする。	第4条 （同左）																
（繰替運用等）	（繰替運用等）																
第5条 市長は、必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。	第5条 （同左）																
（処分）	（処分）																
第6条 市長は、必要があると認めるときは、基金の全部又は一部をその目的に従つて処分することができる。	第6条 （同左）																
（委任）	（委任）																
第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。	第7条 （同左）																
附 則（略）	附 則（令和2年〇月〇日条例第〇号） <u>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</u>																